

■ 4条1項11号

不服 2020-8341

＜本願商標＞

FIRSTPASS

第10類「関節鏡器具，医療用機械器具（「歩行補助器・松葉づえ」を除く。）」

※補正後の指定商品

＜結論＞

原査定を取り消す。本願商標は，登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

FAST-PASS

引用商標：

第10類「体内埋込万能型組織刺激用リード線，その他の医療用機械器具」

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は，・・・，「F I R S T P A S S」の文字を横書きしてなるところ，その構成中の「F I R S T」の文字は，「第一の，最初の」等の意味を有する英語として，また，「P A S S」の文字は，「乗車券，入場券」等の意味を有する英語として広く親しまれている語であることから，当該文字を結合した本願商標は，その構成文字に相応して「ファーストパス」の称呼を生じるものである。

また，本願商標は，その構成中の「F I R S T」の文字及び「P A S S」の文字が，それぞれ，上記記載の意味を有する英語であるとしても，これらを結合した「F I R S T P A S S」の文字が，特定の意味合いを有するものとして理解されるとはいい難いものである。

よって，本願商標は，その構成文字から「ファーストパス」の称呼を生じ，特定の観念を生じないものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、・・・、「FAST-PASS」の文字を横書きしてなるところ、その構成中の「FAST」の文字は「速い、急速な」等の意味を有する英語として、また、「PASS」の文字は、上記(1)のとおりの意味を有する英語として広く親しまれている語であって、これらの文字を「-」(ハイフン)で結合してなるものであるから、引用商標は、その構成文字に相応して「ファストパス」又は「ファーストパス」の称呼を生じるものである。

また、引用商標は、その構成中の「FAST」の文字及び「PASS」の文字が、それぞれ、上記記載の意味を有する英語であるから、これらの文字を「-」(ハイフン)で結合した引用商標からは、「速い乗車券、速い入場券」ほどの観念を生じるものである。

よって、引用商標は、その構成文字から「ファストパス」又は「ファーストパス」の称呼を生じ、「速い乗車券、速い入場券」ほどの観念を生じるものである。

(3) 本願商標と引用商標との類否について

本願商標と引用商標の外観について検討すると、両商標は、いずれも9文字で構成され、両商標の語頭「F」の文字及びその後半部分の「PASS」の文字が共通するとしても、両商標の前半部分は、いずれも広く親しまれている語である「FIRST」の文字と「FAST」の文字であるから、その構成文字が相違し、さらに、本願商標と引用商標とは、「-」(ハイフン)の有無の差異を有しているから、両商標は、外観において、明らかに区別できるものである。

また、両商標から生じる称呼について検討すると、本願商標は、「ファーストパス」の称呼が生じ、引用商標は、「ファストパス」又は「ファーストパス」の称呼を生じるため、両商標は、「ファーストパス」の称呼を共通にする場合がある。

さらに、観念においては、本願商標からは、特定の観念を生じないが、引用商標からは、上記のとおり「速い乗車券、速い入場券」ほどの観念を生じるため、観念において、明らかに区別できるものである。

そうすると、本願商標と引用商標とは、称呼を共通にする場合があるとしても、外観及び観念において、明らかに区別できるものである。

したがって、両商標が、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合し、外観、称呼及び観念を全体的に考察した場合、これらは、相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは非類似の商標であるから、商品の類否について判断するまでもなく、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「FIRSTPASS」と引用商標「FAST-PASS」は、称呼を共通にする場合があるとしても、外観及び観念において明らかに区別できるものであるから、両商標が取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合し、外観、称呼及び観念を全体的に考察した場合、これらは相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである、と判断されました。

この「商標審決雑感」をよくご覧いただいている方であれば、両商標の商標自体が非類似だとする結論には、違和感はないのではないかと思います。

ただ、最初に本審決を読んで疑問に感じたのが、なぜ本願商標からは特定の観念が生じないとされているのに対して、引用商標からは当然のように「速い乗車券、速い入場券」という観念が生じるとされているのか、という点でした。手元にある英和辞典にも、「FAST-PASS」といった熟語は掲載されていません。

この点、Googleで検索してみますと、どうやらディズニーランドやディズニーシーの優先入場案内システムとして、「ファストパス (Fastpass)」という語が広く親しまれているようです。ちなみに、「FASTPASS」はディズニーの登録商標 (第 4505420 号) です。

「ファストパス (Fastpass)」が「速い乗車券、速い入場券」といった意味合いで一般的に使われていると言えるかまではわかりませんが、おそらく審判官は、少なからずこれに影響されたのではないかと個人的に推測しています。

ちなみに、本件の指定商品が、場合によっては医療の現場で取り違えが許されない「医療用機械器具」であることを考慮しますと、本事件においては称呼こそが重視されるべきではないかという気もします。最近の審査や審決では、こういった指定商品の性質は考慮されなくなっただけでしょうか。

(弁理士 永露 祥生)

< 2021年1月19日 >